

ひとり親世帯



臨時特別給付金のお知らせ

国では、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て負担の増加や収入の減少など、特に大きな困難が生じているひとり親世帯に対する支援の取り組みとして、臨時特別給付金を支給する事業を実施します。

給付対象者

1. 児童扶養手当受給世帯などへの給付【基本給付】

- ア 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- イ 公的年金などを受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限りです。

- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

2. 収入が減少した児童扶養手当受給世帯などへの給付【追加給付】

前記のア・イの給付対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

給付額

1. 【基本給付】
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
2. 【追加給付】
1世帯5万円

※給付対象者ウの方は対象となりません。



給付の方法

- 給付対象者 アの方

【基本給付】

申請は**不要**です。

8月頃、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座へ振り込みます。

【追加給付】

申請が**必要**です。

現況確認時(8月)などにあわせて、申請を行っていただくと、申請内容を確認後、支給要件に該当する方に対して、可能な限り速やかに振り込みます。

- 給付対象者 イの方

【基本給付】 【追加給付】ともに申請が**必要**です。

- 給付対象者 ウの方

【基本給付】の申請が**必要**です。

申請用紙は、現況確認書類に同封して送付します。また、町ホームページにも掲載してあります。

■ 問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015

特別定額給付金(10万円)の申請はお済みですか?

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計を支援する国の給付金です。給付対象となる世帯には、役場から5月11日(月)に申請書と返信用封筒を郵送しています。

- ・ 申請期限は **8月11日(火)**(当日消印有効)です。
- ・ 申請期限を過ぎると受給できなくなります。
- ・ お忘れなく申請してください。
- ・ 申請書を紛失された場合は、再発行しますのでご連絡ください。



■ 問合せ 総務課 ☎0778-47-8000